認定こども園（１号認定）を利用している方へ

【対象者・利用料】

○　**幼稚園等を利用する満３歳から５歳までの子供たち**の利用料が無償化されます。

- 通園送迎費、給食費（主食・副食費）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちは副食費（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

（注）多子カウントにより小学校就学前のお子様が3名以上いる世帯も免除になる場合があります。

○　**幼稚園等を利用する満３歳から５歳までの子供たち**の預かり保育に係る費用が月額上限1.23万円まで無償になります。

- 対象者は共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象になります。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動いたします。（490円×利用日数）

（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,900円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,800円	9,800円	200円

（注）満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万7,700円が上限）

（注）幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万2,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

○　利用料について、**すでに幼稚園を利用されていて美浜町より教育認定を受けている方**は新たな手続きは不要です。
しかし、**「預かり保育」利用する方が無償化**の対象となるには、**「認定申請書」の提出が必要**となります。ご注意ください。

預かり保育を利用される方は、幼稚園または役場にて認定申請書を受け取り、必要事項を記入の上、役場健康・子育て課へご提出ください。

詳しくは下記へお問い合わせください。
厚生部　健康・子育て課　児童係　TEL:　0569-82-1111　(内線222・262)